

提 案 概 要

(北九州市立浅野社会復帰センター 指定管理者)

団体名：社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会

1 指定管理者としての適性について

<p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>「障害があっても一人の人間として尊厳を持って住み慣れた地域で自立して生活ができるよう支援することが私たち職員の責務です」という基本理念の基、障がい者本人とその家族や関係機関・地域住民との緊密な連携や、障がい者に対する社会の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報発信すると共に、専門職としての自己研鑽に努めます。</p>
<p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>人的基盤の安定のため、職員の資格取得・研修等への参加を奨励し、職員のモチベーション向上、満足度向上のための仕組みづくりを行います。また、令和元年度決算において法人全体の流動比率は、1,489%で、財政の短期的安定性は確保されています。長期的安定性についても、純資産構成比率が93.5%で確保されています。浅野社会復帰センターでは今後も安定的な運営を持続できるよう、計画的な運営を行います。</p>
<p>(3) 実績や経験など</p> <p>平成12年4月の開設以来、一般就労への移行支援を中心とし、多くの精神障がい者の生活の質の向上のため、支援を行ってきました。平成23年5月にジョブサポートセンター黒崎、平成25年4月にジョブサポートセンター八幡を開設することで北九州市内における就労移行支援の体制を強化し、令和元年度には、法人内3事業所で31名の方が一般就労につながりました。また、平成30年10月より就労定着定着支援事業を開始し、一般就労した障がい者に対し、継続して就労が続けられるように、企業や医療機関等と連携し課題の解決を図っています。職員については精神保健福祉士や社会福祉士の有資格者を配置しています。浅野社会復帰センターでは、サービス管理責任者を含めた支援員8名が精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師の資格を持ち、質の高い支援を保つよう努めています。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
<p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>平成25年に制定された「障害者総合支援法」はその後の障害者を取り巻く環境も変化に対応しながら、多様な施策が実施されています。平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法では、障害のある子どものニーズの多様化への対応や障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要な支援を強化する目的で新たな施策を取り入れました。その中で就労系のサービスとして就労定着支援事業が創設され浅野社会復帰センターでも就業に伴う生活面の様々な課題に対応できるような支援を行っていきます。また、障害福祉サービス等報酬改定により、就労継続支援B型の基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定となりました。そこで従前の施設内作業にとどまらず施設外の作業も取り入れて利用者の意欲を引き出しながら工賃の向上にも取り組んでいきます。</p>

(2) 利用者の満足度

施設内2ヶ所に「意見箱」を設置し、利用者の要望をお聞きして施設運営に反映するようにしております。また、年1回全利用者を対象にアンケート調査を行い、利用者の現状及び各プログラムへの満足度・意見・要望等を聴取し、利用者の利用満足の向上に役立てております。

【効率性】に関する取組み

(1) 指定管理料及び収入

運営費に係る事業費は、利用者に対する福祉サービスの質を落とさず、事務費や光熱費を中心に経費の低減に努めます。また、数ある事業所の中から浅野社会復帰センターを選んでいただくため、積極的な広報活動、見学者・体験利用者に対するきめ細かい支援を行い、収入確保に努めます。

(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性

就労移行支援事業の基本報酬は、就職後6ヶ月以上の定着者の割合に応じた設定となっているため、定員の過半数以上を目指して収入を上げていきます。就労継続支援B型事業は、工賃向上に努め収入アップを目指します。支出については、光熱費やその他の管理運営に関する経費を定期的見直し削減に努めることで、令和3年度から令和7年度まで259,705千円前後の収入を見込んでいます。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

障害者総合支援法の運営基準に沿って人員配置しています。法人職員の人材育成のため、個々のキャリアに応じた独自の研修制度を設けたほか、メンター制や目標管理制度の導入、外部講師を招聘した研修会等により資質の向上を図っています。また、ミーティングや面談、自己申告書を通して管理者と職員がコミュニケーションを図る機会を設け、快適な職場環境の維持・向上に努めています。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

利用者の選定・支援提供については、適切なアセスメントと支援者チームでの検討を経て行い、私的な感情や事情、不当な事由に左右されないよう配慮します。
また、個人情報保護、虐待防止、事故対応、衛生管理、危機管理についてそれぞれ検討する委員会を法人内に設置しています。委員会による啓発活動やマニュアル整備、研修会により職員に意識付けを行い、利用者が安心して利用できる環境づくりに努めています。

提案額（千円）

令和3年度	0円
令和4年度	0円
令和5年度	0円
令和6年度	0円
令和7年度	0円